

ノロウイルスによる食中毒を予防しましょう

ノロウイルスによる食中毒や感染性胃腸炎は、これから冬にかけて流行します。手指や食品などを介して口を通して感染しますので、次のことに注意してください。

- 食事や食品を取り扱う前・トイレの後には、必ず石けんを十分泡立てて手を洗う。
- 下痢や嘔吐などの症状があるときは、食品を直接手で触る作業はしない。
- 子どもやお年寄り、免疫力が低下している方は、生カキの食用は避ける。
- 食品を加熱する場合は、中心部までしっかり加熱する(ノロウイルス汚染のおそれがある食品は、85～90℃以上で1分半以上)。
- 調理器具は、使用後は十分洗浄した後、次亜塩素酸ナトリウムで消毒するか、85℃以上の熱湯で1分以上加熱する。
- 吐物や排泄物などを処理するときは、ウイルスが飛び散らないようにペーパータオルなどで静かに拭き取る。その後、家庭用の塩素系漂白剤(塩素濃度200ppm→作成例:5%の漂白剤ならば、4mlを水で薄めて1ℓにする。)で浸すように床を拭き取った後、水拭きをする。
- おむつや拭き取りに使用したペーパータオルなどは、ビニール袋に密閉して廃棄する。
(食品保健課 ☎364-3188)

住まいの衛生面で お困りのことはありませんか

次のようなことへの対策法の助言を行っており、希望があれば自宅へ訪問します。

- ①家の新築・改装、家具の購入などをきっかけに、その後、室内で目がチカチカしたり、頭痛がしたりする(シックハウス症候群)
 - ②ダニに刺される
 - ③ゴキブリ、ねずみがいる
 - ④室内に結露(窓や壁に水滴がつく)ができる
 - ⑤カビが発生する
- ※①と②は機器による簡易測定も行っています。詳しくは、生活衛生課(☎364-3187)へ。



暮らしの中の人権 26

若者の中で起こる交際相手からの暴力のことを「デートDV」と言います。

暴力とは、殴る・けるだけではなく、傷つくことを言う・大声で怒鳴る・携帯電話や行動を細かくチェックし監視する(精神的暴力)、借りたお金を返さない(経済的暴力)、性行為を強要する・避妊しない(性的暴力)など、相手の人権を無視した行為です。

好きな人と交際しているはずなのに、相手のことを「こわい」と思ったり、その交際を「つらい」と感じたりすることがあるとしたら、2人の関係がどこかおかしいのかもしれない。

束縛すること＝愛情ではありません。お互いの違う考え方、価値観を認め合い、自分の気持ちも相手の気持ちも尊重し合えるような関係を築きませんか？

もしあなたや周りの人が悩んでいたら、ひとりで悩まず相談してください。
(相談機関は、4ページにあります)



(男女共生推進室 ☎328-2262)

環境・上下水道

環境緑化推進用の樹木を配布しています



緑豊かなまちづくりのため、皆さんで利用する場所に樹木を植えませんか。

- ▶配布の対象
自治会、保護者会、愛護会など市民運動として地域の緑化を実施する団体
- ▶植栽する場所
道路沿線、学校、保育園、公園、広場、空き地など皆さんで利用する場所
- ▶配布するもの 樹木、支柱材料、肥料など
- ▶植栽後の管理
植栽した団体に維持管理をしてください
申込み方法など詳しくは、環境共生課(☎328-2352)へ。

河川などへの油流出事故を防ぎましょう

近年、ボイラー用の貯油タンクや配管からの油漏れや廃油の不法投棄などによる河川や水路への油流出事故が増えています。



- 油流出事故を起こすと…
 - ・水が汚れ、農業や漁業へ重大な被害が生じるおそれがあります。
 - ・流出した油の回収などの費用は、原因者の負担となります。

油流出事故を防ぐために

- これからの季節はボイラーなどの使用により、例年油流出事故の発生が増加します。以下のことに注意し、事故の発生を防ぎましょう。
- 貯油タンクや配管は定期的に検査を行う。
特に、長期間使用していなかった場合は、必ず使用前に腐食の有無などの点検を行う。
- タンクには防油堤を必ず設置する。
- 油を取り扱う事業所は、適切な位置にためますや油水分離槽を設置し、適正な管理を行う。

○油を取り扱う作業をする時には、その場を離れない。

○廃油は適正に処分する。

(水保全課 ☎328-2436)

浄化槽の保守点検を行いましょう

浄化槽の機能を正常に保つためには、定期的な保守点検が必要です。保守点検では、機器類の調整や消毒剤の補充などを行います。また、浄化槽内の汚泥の堆積状況を確認して、清掃時期を判断します。保守点検は市で登録された業者に依頼してください。

詳しくは、浄化対策課(☎328-2366)へ。

消防・防災

正しい119番通報をしましょう

119番に電話をかけるときは次のことに注意しましょう。

- ①何があったか→あわてず、落ち着いて「火事です」「救急です」
- ②場所はどこか→町名をはっきりと「〇区〇町〇丁目〇番〇号〇〇の〇号室です」
※住所が分からない時は目標になるもの(建物名・橋の名前・交差点・バス停など)を伝える
- ③どのような状況か→具体的にはっきりと「家の台所が燃えています」
(燃えているもの、逃げ遅れの状況など)
「交通事故でけが人がいます」
(意識・呼吸の状態やけがの状況など)

携帯電話からの119番通報の方法

- 局番なしの119番に電話をかけます。
- 管轄外の消防本部に電話がつながった場合は、管轄消防本部(実際に救急車や消防車が出場する消防本部)へ電話を転送します。時間がかかる場合がありますので、そのまま電話を切らずにお待ちください。管轄消防本部の係員が応答します。

通報するときは、係員の質問に落ち着いて正確にはっきりと答えてください。

もし間違えて電話をしてしまったときは、「間違いました」と言ってから電話を切ってください。一方的に電話が切れ、内容の確認ができない場合は、消防車や救急車を出場させることがあります。

(情報司令課 ☎363-7137)



マイナンバー制度紹介シリーズ⑪ 「通知カードが届いたら」

通知カードが届いたらどうすればいいの？

通知カードは大切に保管してください。マイナンバーの確認や本人証明のために利用しますので、社会保障や税の手続きのために職場や市役所窓口などで提示が必要になります。

個人番号カードの申請はしたほうがいいの？

申請をおすすめします。個人番号カードは身分証明書として利用できます。来年の3月からはコンビニエンスストアで住民票などの証明書発行サービスにも利用でき、とても便利なカードです。
申請方法は、お送りした通知カードに同封のパンフレットをご覧ください。カード発行手数料は無料です。

熊本市のマイナンバーのお問い合わせは
熊本市マイナンバーコールセンターへ
電話 096-370-7800
ファクス 096-370-3772
メール myno-cc@kmt.krnet.ne.jp
受付時間 平日/午前8時半～午後5時15分

法制度・国税・法人関係のお問い合わせは
内閣官房マイナンバーコールセンターへ
【日本語窓口】 0570-20-0178
【外国語窓口】 0570-20-0291
受付時間 平日/午前9時半～午後10時
土・日、祝日/午前9時半～午後5時半

(社会保障・税番号制度推進室 ☎328-2067)